

議会運営委員会報告書

令和元年12月20日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 掛谷 繁

令和元年12月20日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 補正予算（議会費）について ② 議会報告会について ③ 政務活動費について ④ 議会基本条例について ⑤ その他 ➤ 収集図書議員リクエストについて ➤ えびす駅伝競走大会の後援依頼について ➤ 議員のロッカーについて ➤ 連合審査会について ➤ 議会の品位について ➤ 正副委員長への役職手当について ➤ 当初予算概要の資料要求について ➤ 議会改革等に係る大学との連携について	継続調査	—

議会運営委員会記録

招集日時	令和元年12月20日（金）		第4回定例会閉会后	
開議・閉議	午後1時00分	開会　～	午後3時20分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	掛谷　繁	副委員長	土器　豊
	委員	尾川直行		守井秀龍
		中西裕康		石原和人
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川　茂	副議長	橋本逸夫
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本　寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午後1時00分 開会

○掛谷委員長 皆様、こんにちは。

1 1月定例議会も終わったところで大変お疲れのところ、御苦労さまです。

ただいまの出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

それでは、早速ですが、議長の諮問に関する事項についての調査研究で、補正予算（議会費）についてを議題とします。

説明をよろしくお願いします。

○坂本庶務調査係長 補正予算（議会費）につきまして御説明いたします。

今回の事務局の要求としまして、年度末の執行見込みによるものと予算不足の見込みによるものを計上しております。

まず、報酬につきましては、議員1名の欠員によりまして426万円を減額です。職員手当につきましても、同様に126万5,000円の減額。共済費も、同様に159万4,000円の減額となっております。

委託料につきましては、会議録、委員会録作成委託料が、実績見込みによりまして55万5,000円の増額としております。これにつきましては、内訳といたしまして、本会議の会議録は20万円ほどの減額、委員会録が70万円ほどの増額という内訳で、約55万5,000円の要求となっております。

負担金補助及び交付金でございます。これにつきましても、議員の欠員によりまして政務活動費の30万円を減額するものでございます。

以上でトータル1億3,546万2,000円が1億2,859万8,000円となりまして、686万4,000円の減額となっております。

○掛谷委員長 説明が終わりました。

この件につきまして、ご意見等ございましたら。

○石原委員 委託料なんですけれども、先ほど御説明ございまして、会議録、本会議に関するところは約20万円の減額であろうということ、それから委員会録が七十数万円ですか。とにかく会議の時間が長くて、その増額となるところのざっとのこれぐらいふえていますというのが何かイメージできるような形でお教えいただければと思うんですが。

○坂本庶務調査係長 29年度、30年度、31年度で1回当たりの時間数を拾ってみました。まず、総務産業委員会と言いますと、29年度は1回の開催につきまして2時間16分でございます。31年度には3時間39分ということで、約1時間30分ふえているというようなことでございます。厚生文教委員会につきましては、29年度が1回当たり1時間59分、30年度が1時間44分、31年度が1時間43分ということで、ほぼ横ばいになっております。予算決算審査委員会につきましては、29年度が2時間26分、30年度が3時間1分、31年度が4時

間14分ということでございます。議会運営委員会が、29年度が27分、30年度が34分、31年度が51分という内訳になっております。

○石原委員 以前お聞きしたことがあるかちょっと定かでないんですけど、見込みとして会議録、委員会録をお願いするときの単価ですか、1ページ当たりか何か、そこらあたりちょっと概算でと思うんですけど。

○石村議会事務局次長 本会議につきましては1ページ当たりの単価になっているんですけど、今問題になっている委員会につきましては1時間が1万4,850円と消費税で1万6,335円でございます。

○守井委員 実績によるんじゃないんじゃないんですか。よろしい。

○掛谷委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、以上でこの補正予算については終わりとします。

次に、議会報告会についてを議題としたいと思います。

お手元に議会報告会についてということであります。

ここで御提案なり皆さんの意見もお聞きするというので、具体的に書いておりますので、順を追っていきたいと思っております。

実施方法について、令和元年度から議会報告会の実施方法を見直して議会だよりの記事をもとに報告をするものとした。8月に集中して市内各地域4カ所において実施していたものを、議会だよりの発行とともに1カ所で実施するものとした。議会報告会の運営、役割分担等に関して、議会運営委員会において協議の上、決定している。議会報告会により多くの市民に参加してもらえるように、全議員において告知等を行うものとする。

ということで、これが実施方法でございます。

これについては、議会だよりの2ページ目、3ページ目のところが概要と賛否となっているんですけど、議会だよりを持ってきてもらってここを皆さんの資料とすると、参考にしてもらうということが決まっておりますので、もう一回確認をさせていただいておりますので、よろしく願います。

後からまた御意見いただきます。

2、議会報告会の役割分担のところ提案です。司会は議会運営委員会から委員長が1人を選出するものとする。当日の報告者、報告会の結果を取りまとめ、マイク運びなど3業務については総務産業、厚生文教委員会から委員長が各1人を選出するものとする。受付、録音、写真撮影は事務局において行うものとする。会場準備は全員で行うものとするということでございますので、制度化します。要するに、司会は議会運営委員会から委員長が指名してお願いする。次回については、例えば土器副委員長を指名させていただくと。報告者等も常任委員長の指名を制度化したいという考え方なんですけど、もう順番で回っていきますから、司会であれ、いろんな役割

は、委員長に一任して指名してもらうという提案でございます。

3、議会だよりトップ記事について。

議題だよりのトップ記事は、議会だより編集委員会で協議して決定するものとする。これはそのとおりにしてあるんですけど、当日の報告者は各委員会に関するトップ記事から報告を行うものとする。委員会記事に同様の案件に係る詳細記事がある場合は、委員会記事でも差し支えないということで、今もそういうふうにはなっております。これは2ページ、3ページ目のところですね。ここをメインに報告をすると、これも今まで何回も言ってきました。どうしても委員会のことで言う場合は差し支えないと、こういう、今までどおりなんで、この辺は。

以上、特に2番のところを制度化して、委員長に一任をして指名でお願いするというふうに、事務局とも相談しながらやっていますが、何か御意見があれば、わからないことを含めてどうぞ。

○守井委員 1番のところ、議会だよりの記事をもとに報告をするものとするという形なんで、これでええと思うんですけど、トップ記事をしなくちゃならないというような表現を先ほどされたと思いますけれども、内容については、やっぱり議会だより全般の中からしたほうが、トップ記事しか報告できないとなれば、余りにも報告内容が乏しくなるんじゃないかという感じがあるので、基本的には議会だよりに掲載された案件の中から、当面そのトップ記事も話をすればいいんですよ。だから、こういう表現で十分だろうと思うんですけど、トップ記事ということを除いて議会だよりの記事をもとに報告をするという考え方でいいんじゃないかと思うんですけども。前回の報告会を踏まえての感じなんですけれど、いかがですか。

○掛谷委員長 最後の3の2番目が限定された形に書いておりますが、そこをもうちょっと幅を広くという御意見ですか。

○守井委員 そういうことです。

○掛谷委員長 そういう意見が出ました。そのところは。

○尾川委員 何でもというたら時間が限られとんじゃから、トップ記事が適当かどうかというのはまた別の議論じゃけど、どうしても報告したければしょうるわけじゃから、余りそう議会だよりの記事をもとに報告するものとするというふうなことでざっくりしとんじゃから、トップ記事は新聞で言やあ1面じゃからな。やっぱり編集委員が決めたトップ記事を尊重しちやらにやあいけんのじゃねえんかなと思うけどな。ほかの委員会が言いたいのにささんという意味じゃねえんじゃけど。尊重してやっていくという考え方、時間が限られとんじゃし。

○石原委員 僕も第1回目、報告者をさせていただいて、あくまで2ページ目、3ページ目というのは、もう議会だより編集委員の方が編集されるわけで、もうそれに基づいて報告するのであれば、そこを報告するという形だったんですけど、きょう閉会しました今回の定例会だと、恐らく賛否の分かれたところ、契約変更議案がどんと出てきて、厚生文教関係はなかなかちょっと内容としてはというところもあるんで、もうあくまで報告される方、次々もう順番で回ってきます

んで、その方があくまで時間厳守の中でどの部分を報告されるかというのは、もうしっかりお考えをいただいて、あくまでトップ記事を中心にとということで、それ以外ですと委員会のページになるのかなあと。個人の一般質問はなかなか難しいんでしょうから、もうあくまでトップ記事か、そこで不足があれば、当然委員会のページにも移りましょうし、報告される方の裁量でしていただきゃあいいんじゃないかと思います。

○中西委員 私も、トップ記事から報告を行うものとするとは書いてるけど、トップ記事を中心に報告を行うものとする、それでいいんじゃないかと。

○掛谷委員長 うん、中心にね。委員会のこともというふうな、ちょっと枠を広げた。ここでは限定していますからね、トップ記事から報告という。

副委員長は。

○土器副委員長 私はよろしいです。

○尾川委員 ほかの意見ですが、一番気になつとるのが、実施方法の4つ目、全議員において告知等を行うものという精神はよくわかるんじゃないけど、現実にチラシを出しても片上から日生へ行くかというたら行かんよ、はっきり言うたら。今回はそういう流れで決めとんじやけど、修正かけにゃあいけんと思うなあ。それで、委員長は議会報告会を年4回しようというんじゃないけど、実質的には4回じゃねえと思うんじや。今度は吉永でやるというたら、吉永の人が中心になると思う。それをどうするかということは今後、一応一巡してから検討すべきと思う。こういう告知はするけど、精神はようわかる。じゃけど、実際問題として、来てくださいというのはやっぱりなかなか、よっぽど議案というか内容にもよると思うけど、そういうことをちょっと意見として言わせてもろうとこうと。

○掛谷委員長 はい。尾川委員の2つ目の意見ですが、最初のところを結論づけたいんですけども、要はトップ記事を中心に、下に委員会記事で差し支えないとも書いていますので、これでいいんじゃないかなあと思うんですけど。

○尾川委員 トップ記事を中心にと入れりゃあええが。

○掛谷委員長 トップ記事を中心に報告を行うものとする、これでいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

2番目の参加者の問題等は、まだ一巡してないという意味で、ペンディング事項として残しておくということでよろしいでしょうか。

○土器副委員長 閑谷で開催した研修会のように、議員が1人か2人はとにかく連れてきてもらうというのをせんと。大変なんじやけどね。一巡するまではそういう形だと私は思います。

○掛谷委員長 なるほど。副委員長からは、やっぱし2人でも3人でも議員が連れてくるぐらいではどうでしょうかということですよ。

○守井委員 全議員において告知等を行うものとするという書き方をしたら、どういう方法で告

知するのかという話になって、自分で広報でも出して来てもらうような文書を出すのかというように見えるんですよ。当然こういうことは議会として全員が告知をやらにゃあいけん話なんで、個人がという話じゃなくて、議会としてやらにゃあいけん問題であると思うんですよ。だから、全議員においてという言い方じゃあなしに、やっぱり皆さんが告知しようやという表現の意味合いにせんと意味がないと思うんじゃないけどな。実際は、先ほど言ったようなやり方というのはあるかもしれんけど、と思います。

○掛谷委員長 具体的にどうしたらいい。

○守井委員 例えば、極端な話、議会だよりにビラを入れるとか、広報にビラを入れるとかということなんじゃけれども、それだけじゃなくて、別の方法で新聞にチラシを入れるとか、そういう方法を考えてやらにゃあいけんのじゃないんかという提案ですわ。あくまで個人でやるのはええと思いますよ、そういうのを自分が解釈して何人か来てもらうということをやってもいいけど、基本的にはやっぱり各個人にそういうことをやれえという意味合いじゃないんじゃないかなということをお前は言いたいんですよ。

〔「努力義務よな」と呼ぶ者あり〕

あくまでも。

〔「全議員がね」と呼ぶ者あり〕

〔「文章とりゃあええが」と呼ぶ者あり〕

〔「とったほうがええと思う」と呼ぶ者あり〕

じゃから、「議会報告会により多くの市民に参加してもらえるように告知等を行うものとする」でええがという。

○掛谷委員長 「全議員において」というのをとるという話ですね。どんなんですか。

告知方法はどうなっていますか。

○石村議会事務局次長 告知は議会だより、ホームページ、それからフェイスブックでもやっておりますし、ことしは自治会連絡協議会でも御紹介をさせていただいております。それから、プレスリリースもさせていただいて、前は小さくですが、新聞に載りました。

○掛谷委員長 そういうことぐらいはやっているということなんで、皆さんどうでしょうか、このあたりは。告知、各議員の呼びかけは当然いいとしても、そのほかにビラを入れたりしゅうりゃあまたお金がかかる。

○石原委員 たまたま第1回目の試みで日生ではああいう状況だったんですけども、今後参加人数がどのように変化していくかわかりませんが、さっき言われた、山陽新聞は載せたけれども、新聞の効果もどうなのかということもありますけれども、できるところで議員もたしかコピーを今回いただいてそれぞれ可能な範囲で配布はしたと思うんですけども、そういう取り組みは引き続きしていけばええんじゃないかなあ。

それから、さっき言われた連絡協議会等への告知で、今回遠方からもその関係の方が来たりさ

れとるケースもありましたけれども、可能な範囲でそういうまちづくり会議であったり、いろんな場面で告知、PRをしていくことを心がけていけば。

○掛谷委員長 はい、ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、目的は皆さん一緒なんです。言い方がありますので、「全議員において」というのを「議会において」という形でどうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは「全議員において」というのを「議会において」告知等を行うものとする、これが妥当かなと思います。

はい。じゃあ、ほかに、委員長に一任して、それぞれの役を指名する件について。

○尾川委員 議会運営委員会から1人を選出するでええ。一々、委員長で決めると言わんでも、交代でやりましょうという形でええと思うよ。

○掛谷委員長 同じ意味なんじゃけどね。

○尾川委員 同じ意味じゃけど、指名してというんじゃなしに。委員会から1名出せえと言うときゃあええが。それを委員長が采配して決めていきゃあええんじゃから、どういうやり方であっても。

○掛谷委員長 いわゆる委員長というのを特別もうけんでも、結局委員長がされるんじゃからええんかなという話ですか。

○尾川委員 それだけの話じゃ。

○掛谷委員長 まあ、そういう御意見ですけど、どんなですか。

○守井委員 それでいいと思いますよ。委員長は要らんのじゃないん。

○石原委員 確認ですけど、とにかく委員長がという文言は別として、我々総務産業委員会から役を選出するのは3人ですね。報告。記録。マイク。

○掛谷委員長 そうですね、3人。3業務。

○守井委員 前は準備期間が余りなかったので、委員長が報告するようになりましたけれど、今回は委員長を除いて各委員会から1人を選出するという格好でいいんじゃないんですか。いかがでしょうか。

○掛谷委員長 はい、御意見がございました。皆さん、そういった発言が多いようですけども、じゃあ「委員長が」というのをとるということで皆さん、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしい。はい、じゃあどっちにしても委員会から出していただくと。

ほかには。

○石原委員 次なる議会報告会は、たしか前回の議運で2月の何日だったか、調整してみますと

ということだったんですけれども、それが果たして決まっているのか。それから、担当の係の方はいつまでに決めればいいのかというところも。

○坂本庶務調査係長 吉永地域公民館で、2月13日木曜日を確保できております。

○掛谷委員長 2月13日木曜日19時からスタート、吉永地域公民館。

集合は18時で。

役割分担は、なるべく早目に……。また流したいと思います。それでいいですね。

○守井委員 1月になったら各委員会があると思うんで、それまでに決めてくださいというのを出したほうがいいと思いますよ。いかがですか。

○掛谷委員長 はい、わかりました。早目に出すようにします。

以上が議会報告会でございます。何かまだあれば。

○尾川委員 議事録の問題と、それからアンケートをどうするんかというので、ここまで書くんならよ、書くなら書いとかれえ。

○掛谷委員長 書けばいいけど、継続的なものだと思っているから。

○守井委員 アンケートの話が出たんじゃけど、アンケートをとるとするのはどの報告会でもとるということになつとると思うんですよ。そのアンケートをどう評価して、どう市民に報告するかというところを決めにゃあいけんのじゃないん。

○掛谷委員長 そのとおりですね。

○守井委員 聞きっ放しじゃあよくないと思うから、それはやっぱし次の議会だよりで報告していくようにしたらいいんじゃないかと思えますけどね。いかがでしょうか。

○掛谷委員長 議会だよりというよりも議運じゃろう。議運での話じゃないんかな。議会だより編集委員会じゃなしに。

○守井委員 アンケートに対して、それを評価するのは議運じゃろうけど、報告は議運じゃなしとに、市民にアピールせにゃあいけんのじゃないのということ。

○掛谷委員長 ああ、報告という意味か。わかりました。アンケート調査をやっている内容は、何かなかったかな。

○守井委員 この間、中間報告しとったが、こんなアンケートがありましたと。

○掛谷委員長 前回の調査結果は配付していないんかな。

○尾川委員 そんなことを言ようんじゃなからう。議員だけが知ったっておえんから、市民にちゃんと回答せにゃあいけんという話をしょんじゃろう。

○掛谷委員長 わかっています。だけど、一応まとまったもんがないと出しようがないから、これは配付していないんかな。

〔「この間もろうたが」と呼ぶ者あり〕

あるじゃろ。だから、今おっしゃるのはそのとおりなんで、じゃあこれは議運の議題として、今後、きょうでもいいんですけど、どういうふうに市民に知らせるか。

○守井委員 委員長と副委員長にお任せしますから、検討してみてください。それで、議会だよりに掲載するか載せんかというのはここで相談したらいいんじゃない。いかがですか。

○掛谷委員長 はい、検討することで問題ないかと思います。要するに、議会報告会アンド意見交換会か、ネーミングも、そのアンケートをまとめました、それで今度はどのようにそれを、お知らせするか、全体でいいんじゃないかと思うんじゃないけど、もう全体でそれを結果の回答みたいなものをホームページか何かでという話ですけどね。検討します。

○守井委員 取りまとめをとりあえずお願いします。

○掛谷委員長 はい。どう市民に知らせていくかを検討します。

じゃあ、ここはこれでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、議会報告会は以上で終わります。

それでは、政務活動費についてを議題とします。

説明願います。

○坂本庶務調査係長 前回の議会運営委員会におきまして、政務活動費の制度改正につきまして市民から意見をいただくという御報告があったと思います。その内容につきまして書面にしております。やり方につきましては、この書いてある内容で、ホームページに掲載をして御意見をいただくという予定であります。期間につきましては、御協議いただけたらと思います。

○掛谷委員長 目を通していただいて、これでよければホームページにいつから載せて、1カ月なら1カ月、パブリックコメント等の期間を持ちたい。この内容で一応ホームページ上に出そうという案でございます。

○守井委員 はい、よろしい。これで出してもらったらいんじゃない。意見を求めたら。

○掛谷委員長 はい。

ほかには御意見なければ、ちょっとここで御相談です。

これが一応きょう議運でオーケーといたしまして、1カ月を予定していきたいと思うんですけども、もうできればもうあしたでもというんでもいいんですよ。1カ月間というのは要として、きょうは12月5日かな、よければこれをもう早速ホームページに掲載して、1カ月後ぐらいに御意見をまとめていきたいなということに……。

はい、どうぞ。

○尾川委員 陳情要請活動費を経費として認めるというのはいいと思うんじゃないけど、じゃあどういう範囲でどういう形で、委員会として動くとか議会として動くとか個人プレーでいいのかというようなことをある程度詰めていかんと、そりゃあまあ法に触れんのんじゃないと思うけど、そのあたりどんなにか。前にもそういう意見が出てうやむやになってはっきりしてねえような気がするんじゃないけど。大分議論したろう、この辺は。

○掛谷委員長 しました。

○守井委員 例えば市の政策についての要望を何人かでどこへというような話になってきたらややこしいところがあるから、やっぱり委員会とかそういう形での活動をするのであれば、きちんとした要望というような形になるんだろうけども、個人でやる、何名かでやるような場合は、本当にそれがどうなんかなという感じがする。ある程度整理しとかないとぐあいが悪いんじゃないかなあ。

○坂本庶務調査係長 皆さんにお配りしておりますこちらの政務活動費の手引の6ページにそのあたりのことを整理しております。内容をちょっと読み上げさせていただきます。

この陳情と要望活動の範囲につきまして、政党活動との区別を明示する必要があり、陳情等要望活動が特定党派のみに対して行われた場合等は、議会運営委員会において全会一致の場合に対象とし、報告書を作成するというふうに決めております。あとそれから、市の施策について関係公的機関へ要望または要請するためということですので、これは、書いてあるとおりの内容でいいのかなと思っております。

○守井委員 コピーしてもらえんじやろうか、手元にないんで。そこのところだけ。

○掛谷委員長 休憩します。

午後1時48分 休憩

午後2時03分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩中に中西委員から、市民が理解しにくい専門的な用語の解説を入れてはどうかというのが一つですね、これはいいかと思います。解説を入れましょう。どこどこへ入れますか。

○尾川委員 また話が違うけど、市民の皆様へとして、透明性の確保の観点から云々とあるが、領収書等の本人保管のあたり、こんなことは一々書く必要ねえんじやねえんかなあ。どんな、事務局。というのが、岡山市が領収書を全部出すというふうなことになってきょうろう。領収書を出したらまた精度が上がるのはわかっとなんじやけど、事務局の手数というのを考えにゃいけんと思うんじや。だから、一々本人が保管しとると言わんでもええんじやねえんかなあと思うたりする。決して隠すというんじゃないよ。

〔「休憩のほうかええ」と呼ぶ者あり〕

○掛谷委員長 休憩します。

午後2時06分 休憩

午後2時18分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

皆さん方から出されましたいろんな御意見に基づいて、1月10日の議運において、いただいた御意見で修正したものをお見せして、了解が得られれば、パブリックコメントではないけど、意見を求めるということでもよろしいでしょうか。検討事項もあるということなんで、それはそれとして、今後の検討事項としていきたいと思っています。

それでは、政務活動費については以上で終わりたいと思います。

次に、議会基本条例についてを議題とします。

前回お示ししましたものについて、大体は取り入れております。赤印のところが議論になったところですけども、そこを中心に皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

前文からどうぞ。

○守井委員 この間ちょっと、緊張感という言葉がいかがなのかを検討してほしいと事務局にお願いしとったんですけど、どうだったんじゃないか。

○掛谷委員長 ああ、特段これでいいんじゃないかとは思っていますけども。

○守井委員 いや、いいという判断になったんか、国語の文章的におかしいという判断になったんか。

○掛谷委員長 ああ、文章のほうね。文章というのはどういう意味かなあ。文章がおかしいんじゃないか、緊張感の保持ということ自体違う言葉がええんじゃないかということをお願いしたいんですよ。

〔「そうです」と守井委員発言する〕

文章的には、全然問題ない。この緊張感の保持というところがほかの表現はできないかということですね。それでいいんですか。

〔「私の問いはちょっと違うけどな」と守井委員発言する〕

具体的にちょっと言うてみてください。

〔「前も言うたけどな」と守井委員発言する〕

もう一回。

○守井委員 じゃから、市長等執行機関との関係で緊張感という言葉が国語的に合うとんかという話を調べてほしいという話をしといたんじゃないけど。調べてないん。ねえんかな。いや、ちょっと国語的に違うと思うんじゃないけどなあ。合うとる。

〔「なれ合うなということじゃろう。執行部と議会とがなれ合うたらあかんよということじゃろう。緊張感を保持してくださいということじゃからええんじゃろう」と呼ぶ者あり〕

何か違うように思うんじゃないけどなあ。

ほかの基本条例で載しとるところがあるん。

○掛谷委員長 ありますよ。いろいろ表現の仕方があるから、これだけではないです。特段それで大きい問題はないと思う……。

〔「事務局の意見は」と呼ぶ者あり〕

○石村議会事務局次長 問題があるとは思っていません。

〔「ほんならええが」と呼ぶ者あり〕

〔「問題がないんならええけど」と守井委員発言する〕

○掛谷委員長 それで、その関係でいきますと、次のページに第3章の緊張の保持というのが関係してきますので、そこも同様と理解をしていただきたい。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。はい。ここは同じところですよ。

じゃあ、次のページに議会改革推進会議ということで、この議論というのは議運で実際なるから議運でいいんじゃないかというのを、やっぱり議会改革をやっているというのを内外に知っていただくためにも、議会改革だけを取り上げてやろうとするものです。例えば、議会運営委員会でやったものを……。

〔「何も問題ないです」と呼ぶ者あり〕

ないですね。

説明ちょっとしないと。

よろしいですか、じゃあ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これも、はい。

緊張感のところはよろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項の代表質問を削除したことで一問一答、これも問題ないですね。代表質問をとりました。

第3項のところは、反問権じゃなくて質問趣旨の確認をするということで、もう一回確認という意味で書いていますが、これは問題ないですね。よろしいね。

○中西委員 せっかくの機会なんで聞いておきたいんですけど、市長から質問を受けた場合はどうすればいいのでしょうか。

〔「反問権はないと断りゃええが」と守井委員発言する〕

○掛谷委員長 そりゃあ反問権に近いから、そりゃあ答えなくていいんじゃないですか。反問権でしょう。質問されるというのは。

○中西委員 時々質問を受けますので、今度からそういうふうにさせていただきます。

○石原委員 ここで言うところの質問趣旨の確認等というのが、勝手なイメージですけど、議場やこの委員会室で、執行部から、質問の趣旨がよくわかりませんか、もう一回わかりやすく質問していただきか、どういう思いでもって質問さしようんかが時々伝わってないときあるじゃないですか。その確認ということでしょう。

〔「そういうことでしょう」と呼ぶ者あり〕

それと反問権というのは違うんですか。

〔「違う、違う」と呼ぶ者あり〕

違うん。

○掛谷委員長 反問権というのはもったきついですから、そこまではやらないと。確認じゃつたらよろしいです。こういうことでしたねっていうのを市長が確認するのはいいですよ。違おうが、これはこう思っとんじゃ……。

〔「それが反問権」と石原委員発言する〕

緩やかにしとる。

○石原委員 それから、もう一点、そこの第9条で時々出てくる、市長等執行機関の長でいいんですか。第3章じゃ、市長と執行機関ですけど、ここじゃあくまで長が。執行機関でいいのかなあと思ったり。

○掛谷委員長 市長と執行機関もいろいろあるから、いいんじゃないかなあとと思うけどなあ。最終的には事務局で全部チェックしてもらいます。

○尾川委員 これは一般質問を想定しとると思うとんじゃけど、委員会の場合はどういう取り扱いをするのか。たまには質問というか確認しようことはあるんじゃないけど、どう解釈すりゃあええんかなあ。委員会の活動まで出とんかなあ。これは一般質問を想定しとると思う。

○掛谷委員長 ですねえ。委員会ではもうやりようはずじゃ。事務局、これは本会議を想定したことでよかったんかな。現実委員会はやっていますよね。

○石村議会事務局次長 条文は議長の許可を得てとなっていますので、本会議のことだと解釈しております。

○掛谷委員長 この文言としては市長等執行機関の長というのは、これで問題はないですかね。

○尾川委員 等は副市長のことじゃろう。そりゃああったほうがええわ。例えば、教育長も担当部長も。

○掛谷委員長 そういことですね。それぞれの長がおります、病院もおりますし。ということでございますので、よろしゅうございますでしょうか、そこは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これはもうこのとおりに入れさせていただかないと思っています。

○中西委員 96条第1項については、きょうの定例会の話をもう言いませんけども、予算執行してもいいというような議会の態度はとったんですけども、この2項で定められているのは、15項目につけ加えて行うことができるというただし書きのところだと思うんですけども、この1、2、3については、執行部とのすり合わせは、これはされているのでしょうか。

○石村議会事務局次長 条例案は執行部には全くお見せしておりません。

○中西委員 それで、その3のところ、市が他団体と結ぶ協定のうち予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるもの、協定のうち予算を伴うもの、これは今までもあると思うんですけども、そのうちで特に議会が必要と認めるもの、この特に議会が必要と認めるというのは、どうい場合を考えればいいのでしょうか。

○石村議会事務局次長 中西委員がおっしゃるとおり、今は条例がございまして、定住自立圏形成協定については、締結もしくは変更または廃止を求める旨を議会の議決すべき事件と条例で定めてあります。ここで言う協定等のうちというのは、一つはこれだと思うんですけど、あとのものは議会が必要と認めるものをこれから御協議いただく必要があると思いますし、それから2番につきましても、基本計画に基づく各種計画といいますのは、そのほとんどが基本計画に基づいて行政計画が立てられますので、どこまでを求めるのかは議会で御協議をいただく必要があると思います。

○守井委員 議会が必要と認めたらやりゃあいんじゃからいいが。

○掛谷委員長 そうですね。

○守井委員 案件によったらやろうという話じゃろう。

それよりも、この見出しがこういう書き方で差し支えないかな。ちょっと事務局にお聞きしたいんじゃないけど。わかる、言ようこと。

○中西委員 僕がちょっと答えてもええ。やっぱりそれはそういうふうに書いているんですよ。第2項で別に定めるというのがあるんです。だから、それはそれに沿って従って書いているんで、これでいいんじゃないかと思うんです。

もう一つ、この中で特に議会と必要と認めるものと、つまり我々が知らない間にできている計画だってあるわけですよ。

〔「そりゃあわからんな」と呼ぶ者あり〕

うん、だからそれをあらかじめこんな計画つくりますけども、議会が必要かどうかというのは教えてもらわないと議会もわからない。これは、執行部とのすり合わせがあるんじゃないかと思うんですよ。

○尾川委員 一般的には、12条は議決事件の拡大という見出しにしとる。議決事件を拡大じゃからな。要するに議会が必要と認めたらそれに議決権ができるという、法改正でそうなった。

○掛谷委員長 ここもいろんなところがあって、こういう表現をしているところもございまして。ということで、問題ないと聞いておりますし、ほかの事例もありますので。

○守井委員 それなら、その拡大は入れとったほうがええんじゃないねえん。

○掛谷委員長 議決事件の拡大。まあそりゃあ問題ねえけどな。

○尾川委員 地方自治法第96条第2項入れてえんなら入れりゃあけええけど、ほかにそういうのを全然出てきてなからう。根拠法も。何でここだけ出さなきゃあいけんのんなあというのを私は疑問に思う。

○守井委員 拡大じゃったらようわかってええ。

○掛谷委員長 じゃ、議決事件の拡大という見出しでよろしいでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

問題そんなにないと思うんだけどね。ということで、内容を理解していただくことが大事で、

議決事件の拡大と、表題で事務局はどんな感じがしますかね。問題はないですね。

○石村議会事務局次長 他の事例では、地方自治法第96条第2項の議決事件とされているところも、議決事件の拡大とされているところもさまざまです。

○掛谷委員長 でしょう。御意見があったのを尊重すれば、拡大もええし、問題はそんなにないと思います。じゃあ、拡大ということで。

はい、行きましょう。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

あとは、政務活動費のところがあって、これは削除をしました。

次に、もともとは危機管理じゃなくて、災害を危機管理にかえました。災害時の議会対応だったんですが、それを議会の危機管理にかえておりますし、下のところも危機管理の発生時、前は災害の発生時に表現をかえていますが、よろしいでしょうか。次のページも議長は危機管理の発生時と置きかえております。それでどんなでしょうか。よろしいでしょうか。

言うてください、意見。

〔「おかしい」と呼ぶ者あり〕

○石原委員 危機管理の発生時というたら、何かちょっと……。

〔「おかしいな」と呼ぶ者あり〕

まあ言葉だけなんですけど。ちょっと表現が。

○掛谷委員長 どうしましょう。

○石原委員 そりゃあもうほんまにそういう状況というのはイメージできるんですけど、何か言葉が。危機管理対応が必要となったときというたりするんがええんか、発生時というんが何か。災害等でよかったんじゃ。

〔「災害等でええんじゃないんか」と呼ぶ者あり〕

○掛谷委員長 要するに危機管理まで拡大して表現していくか、もう災害時というものにしていくかという話じゃったん。

○守井委員 いやいや、「等」で。「災害時等」というて、災害だけじゃなしとに、その災害、例えば工場の爆発が起きたり、その他いろんなことが起きた場合の危機管理をせにゃあいけん場合という意味も含めて「災害等」にしとったらいんじゃないん。

○掛谷委員長 前は災害時しかなかったから、今は「等」を入れなさいという。「等」になると危機管理も入るかなあという話か。

○中西委員 やっぱり僕は災害よりも危機管理のほうが範囲は広いと思うんですよ。だから、今言ったように、石原委員の話を入れれば、「危機管理が必要となったとき」、「危機管理が必要となったときにおいても」とすれば、そりゃあ入るじゃないですか。

○尾川委員 私は、もう「災害等」ぐらいにして、ぱっとぴんとくるほうが、事故が大きなんでも人災というか、人がどうこうあったときは災害になるわけじゃから、「災害等」にしたほうが

わかりやすうていいんじゃないねえん。

〔「それでええと思いますよ」と守井委員発言する〕

どうしても「等」を入れたかったら「等」を入れて。

○守井委員 例えの話なんじゃけど、例えば列車の大事故が起きたとか、そういう場合に走りようったら起きる可能性があるし、都合によっては飛行機が落ちてくる場合もあるかもしれんし、そういう意味も含めて「災害等」でひっくるめてできるという形にしとけばええんじゃないかなあ。

○掛谷委員長 そういう意見でございます。2つの意見があるようですけども、どうしましょかね。

○守井委員 「災害等」でええんじゃないん。考えるところは同じところじゃから。理解だけしとったらいんじゃないん。

○掛谷委員長 副委員長はどうですか。

○土器副委員長 今言われた「危機管理」で。

○掛谷委員長 石原委員は。

○石原委員 言葉のところちょっとひっかかったんですけど。だから、「災害等」でもええんかなあと。災いで市民に害が及ぶようなこととイメージされるんで、何か「災害」のほうがわかりやすうて、「災害等」ぐらいで。

○掛谷委員長 いろいろ皆さん思いもありましょ。ここはちょっと全会一致になりそうもないんじゃないけども。

○中西委員 でも、災害だけじゃなくて、危機管理なんかになってくると、例えば情報の漏えいだとか、いろんなもつと災害だけじゃないいろいろ行政の機能が麻痺するような事態等というのも考えられないことはないわけで、こっちのほうがやっぱり概念としては広いと思うんですよ。そういうときにも対応はできると。

○尾川委員 いや、そこまで広げたらいいなあ。あとの文章が。

○守井委員 「災害等」でよかろう。

○尾川委員 そのとおり「災害等」にしときゃあええ。人災もある程度大きい事故があったら災害になるんじゃないから。そりゃあどっちでもええけど。

○守井委員 機能とか、それから安否確認とか書いとんじゃから、「災害等」でええんじゃないん。「災害等」でいしましょ。

○中西委員 そりゃあ広い意味では災害になるんだけど、概念的には危機管理のほうがやっぱり広いんじゃないですか。

○守井委員 広いなあ広いけど、わかりにくいんじゃない。

○中西委員 広くとつとつたほうがいいんじゃないかと。

○掛谷委員長 議長、ちょっと御意見ください。分かれてしまつて、私もなかなか。参考で。

○立川議長 御苦労さまです。表題に議会の危機管理ということが決まったみたいですので、危機管理全般についてやっていこうという意味はよくわかりますので、17条として危機管理の発生というのもあるですから、私は「災害等」で含めていいのかなというふうには思います。おっしゃることは大変よくわかるんですけども。

○掛谷委員長 副議長は。

○橋本副議長 「災害等」でええと思います。そのほうがよくわかります。

○掛谷委員長 そういった皆さんの御意見で、「災害時等」ということで、前の表現になりますけど、第17条、議会は災害等の発生時においても機能を維持するものとするということとさせていただきますこととさせていただきます。一応そういうことでよろしく申し上げます。

次のページについても、「危機管理」を「災害等の発生時」と置きかえていただきたいと思います。いろいろ御意見がありましようけど、そういう形でオブザーバーの皆さん方の御意見も頂戴しまして、このようにさせていただきます。

○石原委員 ここの第2項第2号ですか、必要に応じて議長がそういった協議調整を行うための組織を設置できるということなんですけど、ここで言う組織というのは、もうあくまでそのときの議長が必要に応じて、その組織の規模、人数も含めて設置することができるという解釈でよろしいですか。

○掛谷委員長 全員だと思いますけど、全員じゃない場合もあるかな、というんが、災害が起きたときに動けんという地域もあるかもわかりませんし。

○守井委員 いざというときにこの組織をどうするんならということだと、それこそ前へ進まないので、こういうものは具体的にこうするんじゃというのは、もうつくつとかにやあいかんと思うんですよ。そりゃあ決めとかにやいけん。

○掛谷委員長 そりゃあまあ、これから検討します。ありがとうございます。当然要ると思います。了解です。中身の要綱ね。はい、わかりました。

○石原委員 当然皆さん方の地元や近所が往生しとったら、あくまでそっちがもう最優先で。僕らも消防団に入っとなんで、そりゃあどっちに重きを置くかあれですが。

○掛谷委員長 消防団活動があるから。

○石原委員 確認させていただきました。

○掛谷委員長 はい。要綱を検討して、別途でつくりますので。ありがとうございました。

最後になりますけど、第20条のこの議会広報の充実の中で、3項、議会だよりモニター制度を設け、議会だよりの情報公開のあり方等について意見を求めることができる必要性の検証をということで、これが1会派のほうから、これは要らないというか、というような意見もありますので、最終的に皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。ただし、これも要綱が要るんですよ。要綱をどうするかという、飯綱町、岩倉市等もそういう要綱をつくっております。例えば、10人募集するんだとか、じゃあそのメンバーはどうするか。誰でもいいんかという場合、そ

ういうのを審査して、どういう人をお願いするか。やはり何でもいいから全部受けるというような話ではないので、きちっと要綱を決めながらモニターを人選する、だから、要綱も必要かと思いますが、要はここでそういう制度を設けてきちっとやっていきましょう、公開もしていきましょうという話です。

○守井委員 議会だよりの情報公開のあり方等が入っとなんで何でもできるかもしれんけど、議会だよりについて意見を求めることができるだけで十分じゃないかなあという感じがするんだけど、どんなんですか。「等」がついとるから何でもできるとは読めるんだけど、情報公開のあり方についてだけ意見を求めることができる点、議会だより全般について意見を求めることができるのほうが正解なんじゃないんか思うんだけど、どんなかな。

〔「説明しようか」と尾川委員発言する〕

うん、ちょっとしてみてえ。ちょっと情報公開のあり方だけど、議会だよりについて意見を求めたらええんじゃねえんかなあと思うんじゃけど。

○掛谷委員長 休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時06分 再開

○掛谷委員長 委員会を再開いたします。

もう一度言います。

議会広報の充実の中の第20条のまず3項は、このような表現でさせていただきます。ただし、要綱をきちんと作成、早急にやり方についてはつくってまいります。

4項については、議会モニター氏名公開は、要綱のほうに移すということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、以上をもちまして備前市議会基本条例の項は終わらせていただきます。

その他報告事項がございます。

○入江議会事務局長 お手元に資料というか、案文なんですけどお願いがございまして、収集図書議員リクエストについてという1枚物の資料があると思います。

内容は、収集図書について、議員さんからリクエストをお願いできたらなあという意味合いでございまして。これは、あくまでも施行的でございまして、今年度残高は7万7,000円程度あるんですが、新図書館に向けて蔵書を拡充したいという気持ちでございまして、事務局だけでなく、議員さんのリクエストに応じて、おおむね30冊程度、これは2,500円ぐらいなんですけども、1冊が、そういう意味合いでのリクエストをさせていただきたいなあということでお願いをするものでございます。

○掛谷委員長 何か御質問がありますか。

○守井委員 いつまでに出せばいいの。ああ、1月31日まで。はい、了解。

○掛谷委員長 いいですか。議員名がありますから、議員名書いてください。会派はまとめてもいいんですかね。

○入江議会事務局長 はい、構いません。

○掛谷委員長 はい。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、次です。

○石村議会事務局次長 3件あるんですけど、まず2件報告をさせていただきます。

まず1件は、えびす駅伝競走大会の後援依頼が備前市体育協会から参っております。これは例年なのでこれをお受けするというで回答したいと思っております。

それから、もう一件が、前回の議会運営委員会で議員のロッカーについては新調されるものかどうかというお問い合わせがありまして、これは新しいものを御用意するという、鍵つきのロッカーを御用意させていただくということで御報告させていただきます。

○掛谷委員長 今の件について。

○守井委員 どんなロッカーがくるの。

○石村議会事務局次長 大きさ的には同じようなものですが、ダイヤル式のロックがついているものを要望しております。

○掛谷委員長 要するにダイヤル式のもので新調。

○石村議会事務局次長 はい、新しいものを御用意していただくようにしています。

○尾川委員 どこへ置く予定。

○石村議会事務局次長 議員控室か会派の会議室かどちらかしかないと思っております。

○掛谷委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのほか、もう一個あるようで。

○石村議会事務局次長 これは議事関係ですけど、この定例会期中に総務産業委員会と厚生文教委員会の連合審査会というのを開催していただきました。時間的にも余裕がありませんでしたので、議会運営委員会を通すことなく、正副委員長に御相談をして開催のお願いをしたわけでございます。過去にも連合審査会というのございましたが、会議規則上、連合審査会についての定義というのがはっきりしておりません。議事関連の解説書によりまして、例えば定数につきましては解釈によるとなっております、委員会ですと委員会定数の半数以上の方が出席されないと会議が成立しないとかというのがあるんですけど、連合審査会についてはそういった決まりは議会運営委員会等で先例によるという書き方になっております。そのあたりを今後のこともありますので、きょう決めていただきたいということではありませんが、今後の議会運営委員会で御協議をいただきたいと考えております。

○掛谷委員長 説明がありました。

何か皆さんのほうから質問があれば。何かあれば。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、特に定数、その前に議運の問題もありますけど、今は定数のことをはっきりしてほしいというような御依頼がございました。

○守井委員 連合審査会を秘密会にしなくてはならないというような話をちょっと聞いたんですけど、全員協議会も秘密会でやったことがあると思うんですけど、違いは何ですか。

○石村議会事務局次長 秘密会をやるから連合審査会を開催したのではなくて、総務産業委員会に報告したいという案件について、総務の関係もありますが、厚生在所管が大部分であるということから、両委員にお集まりいただいて、総務の開催日に連合審査会をお願いしたというのが経緯でございます。秘密会につきましては、法定の会議でない秘密会の効力はないと解釈しております。備前市議会では現在のところ全員協議会は任意の集まりであって、会議規則に定められた会議ではありませんので、そこでの秘密に議員さんは拘束されないと。例えば、本会議でありますとか委員会ですと、出席した議員さんは秘密会の規則に縛られる、会議規則に縛られる、職員については、公務上知り得た秘密に当たると考えております。

○守井委員 全員協議会でやる秘密会については、そうした個人についての締めつけがきかないんだという考えで、議員個人に対してはそういう規定が全員協議会では生じないから委員会で生じさせるようにしたという解釈でよろしいんですか。

○入江議会事務局次長 そもそも全員協議会は秘密会にするという議決をとらないと思います。非公開ですけど。

〔「非公開」と呼ぶ者あり〕

非公開ですけど、全協ですから議長ですけど、これを秘密会にしますという議決をとらないと思います。なぜかという、会議規則に縛られていないからです。

○守井委員 じゃから、私が先ほど言った秘密会としての効力が個人に発生しないから、秘密会としての効力を発するために委員会でやるんだということによろしいんでしょうかという意味合いなんです。

○石村議会事務局次長 そのとおりでございます。

○守井委員 わかりました。

○尾川委員 定数の問題なんだけど、一遍市の顧問弁護士に意見聞いてみられえ。

○石村議会事務局次長 そのようにさせていただきます。

○掛谷委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、定数についてを今定まりがないということ等について。

○石村議会事務局次長 解釈は4種類ほどあるんですけど、また案をお示ししたいと思いません。

○掛谷委員長 じゃあ、これはペンディング事項でまた示していただいて議論したいと思いません。

ほかにはもうなければ、何か特別に皆さんありますか。

○土器副委員長 2点、まず1点目なんですけど、議会とか委員会でもう少し言葉遣いに気をつけたほうがいいんじゃないかと。議会の品位にかかわるもので。

それから、もう一点は、この前中西委員が注意されたんですけど、議案に関係ないことを質疑しようるんですね。その辺も気をつけるようにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

それから、これは今度検討してほしいんですけど、もう一つは、委員長、副委員長への役職手当を一応検討課題として、次でもいいですから、議会運営委員会へ議題として上げてもらえたらと思います。

以上、3点お願いします。

○掛谷委員長 はい。一応預からせていただきます。

ほかには。

○尾川委員 来年になってから当初予算が出てくるんじゃないけど、前から、予算の概要というか、あらましを書いたものをもう少し詳しいものを。その点ぜひ来年度予算については実行してもらいたいんですけど。ちょっと返事を、事務局にぜひ頼んでもらうようにしとって。言いつ放しじゃあ何もならん。

○掛谷委員長 事務局どうぞ。

○石村議会事務局次長 その件につきましては、回答はいただいておりませんが、要請はいたしております。

○掛谷委員長 だから、申し入れしているけど、まだどうするかというのがわからないということですね。

○尾川委員 なかなか難しいと思うけどな、頑張って。

○掛谷委員長 もう頑張ってもらうしかない。

1点だけ私ちょっと気になって、中西委員から議会改革等についてどこかの大学と連携をということがあったんで、非常によいことだと思っています。ただ、いつするとか、どうするかについて、いろいろお金も要ることもありますけれども、検討事項として1点入れさせてもらいたいと思っておりますので、これも今、副委員長と引き続いて考えていきたいと思っていますので、ちょっと言っておきます。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、以上で議会運営委員会を終了しました。

どうも大変長いこと御苦労さまでした。

午後3時20分 閉会